

## 2026年度の保険料率とその他

### 1. 令和8年度の保険料率

(1) 労災保険 今年度から変更ありません。

(2) 雇用保険

令和8年4月から以下の予定ですが、今後の確定情報の発表をお待ち下さい。

事業/区分	労働者	事業主	全体
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産業及び清酒製造業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

※事業主負担には雇用保険二事業分 3.5/1000(建設業 4.5/1000)を含みます。

(3) 健康保険

協会けんぽ(令和8年3月分(4月納付分))

・東京支部 99.1/1000→98.5/1000

・神奈川支部 99.2/1000で変更なし

※その他の支部、健康保険組合は別途ご確認ください。

(4) 介護保険(令和8年3月分(4月納付分))

15.9/1000→16.2/1000

※健康保険組合は別途ご確認ください。

(5) 4月新設の子ども子育て支援金率

(令和8年4月分(5月納付分))0.23%

※健康保険組合は別途ご確認ください。

### 2. 令和8年4月からの現物給与価額

食事の現物給与価額が変更になる予定です。

### 3. 令和8年度税制改正による変更予定

令和7年12月26日に閣議決定された「令和8年度税制改正大綱」より、事業所の制度

への影響が考えられる内容をご紹介します。(基礎控除額などは除きます。)

(1) 食事支給の非課税限度額引き上げ

使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給にかかる使用者の負担額の上限が月額7,500円(現行:月額3,500円)に。

(2) 夜食の食事代補助の上限引き上げ

使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する食事代について所得税非課税の上限額が650円以下/回(現行:300円以下/回)に。

(3) マイカー通勤 65km以上の区分新設

現行での片道60km以上の非課税上限額(一律38,700円、2025年4月1日以降)に、65km以上の新しい区分を新設。

(4) 駐車場料金を非課税限度額に上乗せ

一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者について、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(5,000円を上限とする。)を加算した金額を上限額に。

上記はこれから通常国会での可決・成立を目指す内容ですが、令和7年度税制改正(マイカー通勤の上限額引き上げ等)のように遡及適用も考慮しつつ、事業所の制度を変更するのかどうか事前の検討が必要と思われます。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載はFacebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

**社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX03-3369-2711